#### 〔論 説〕

# 中世ヨーロッパにおける結婚と女性

---D.Herlihy の研究に寄せて---

#### 一 はじめに

には、 が増す。今日の感覚では欲得ずくのように感じられる過去 をとり、家族や社会レベルの利益が結婚を左右する度合い 譲渡を伴うという社会的・経済的意味の重大さから、 者男女ではなく、家族や親族、共同体社会がイニシアチブ ては、結婚は社会秩序の根幹を成し、また、金銭や財産の れるべきだと一般に考えられているが、過去の社会にお は、結婚する当の男女であり、その幸福が主として追求さ 代社会では、結婚のプロセスに最も重要な関わりを持つの の結婚のあり方も、資金調達のメカニズムが不十分な時代 族史研究の中でも特に重要な側面のうちの一つである。 中世後期のイタリアでは、 家族を形成する「入り口」として、結婚のあり方は、 切実に必要とされるものであったと言えよう。 妻を娶る男は金を欲すと言わ 当事 現 家

の悪化に関して、「結婚市場」の視点から注目したしている。本稿では、中世後期における女性側の結婚条件となった歴史的現象であった。結婚に伴う経済的譲渡(金的な態度であったわけではなく、ちょうどこの時期に顕著的し、この持参金への期待は、ヨーロッパに伝統的・普遍かし、この持参金への期待は、ヨーロッパに伝統的・普遍かし、この持参金への期待は、ヨーロッパに伝統的・普遍かし、この持参金への期待は、ヨーロッパに伝統的・普遍

### 一 結婚条件の悪化

関連性について検討を加えてゆきたい。

D.Herlihy の研究を紹介しつつ、

結婚と女性の地位との

た。 てのヨーロッパの結婚パターンの変化を次のよう に 示 し婚年齢という二つの要素に着目して、古代から中世にかけ婚年齢と は、結婚時の経済的譲渡の流れる方向 と、 結

れたように、

妻の持参金を期待するのは当然とされた。

## と、男性晩婚・女性早婚。

贈与の男性側負担と、男女の結婚年齢差の縮小。② 古代末期から中世初期における女性側への結婚時の

すなわち、中世初期には、おそらくはゲルマン的な結婚パ晩婚・女性早婚。

中世中期からの女性側の持参金負担の増大と、男性

(3)

という傾向がヨーロッパに出現するものの、やがて古代ロターンの影響のもとに、夫婦同年齢、男性側の経済的負担

ーマの結婚パターンへ逆戻りするというものである。 ーマの結婚パターンへ逆戻りするというものである。 ート法は、成熟年齢 aetas perfecta を男女とも二十歳とと、マルセイユのサン・ヴィクトワール教会の両土地調査と、マルセイユのサン・ヴィクトワール教会の両土地調査と、マルセイユのサン・ヴィクトワール教会の両土地調査と、マルセイユのサン・ヴィクトワール教会の両土地調査と、マルセイユのサン・ヴィクトワール教会の両土地調査と、マルセイユのサン・ヴィクトワール教会の両土地調査と、マルセイユのサン・ヴィクトワール教会の両土地調査と、マルセイユのサン・ヴィクトワール教会の両土地調査と、マルセイユのサン・ヴィクトワール教会の両土地調査と、マルセイユのサン・ヴィクトワール教会の両土地調査と、アルモに、力量な手掛りを与えてくれるものである。 一ト法は、成熟年齢 aetas perfecta を男女とも二十歳とし、八世紀の Fréjus の宗教会議では夫婦の同年齢が謳わし、八世紀の Fréjus の宗教会議では夫婦の同年齢が謳われるなど、法的な裏付けも幾つか確められる。

> は、 続きせず、夫から妻への贈り物の額に対し法的に制限を加 える動きが強まり、逆に、妻の持参金は上昇を続ける。 様子をうかがうことができる。しかし、この平等主義は長 葉が、文書中に現われ始め、同世紀半ば頃の結婚契約書に なかった、妻の持参金という本来の意味での dos という言 おいて顕著に認められる。十二世紀初めに、久しく見られ 対し、中世中期からの結婚条件の変化は、特にイタリアに Herlihy の 主張を支持しているように思われる。これに 用できる史料は、中世初期 このように、きわめて明快にとは言いがたいものの、 妻の持参金額を増やし、結婚時の負担の均等化を図 の結 婚パターンについての 利 る

性初婚推定年齢が十六・三歳、一四二七年のフィレンツェ性初婚推定年齢が十六・三歳、一四二七年のフィレンツェにつれ、娘の結婚を整えることは、家族にとって非常な重につれ、娘の結婚を整えることは、家族にとって非常な重性側に負担の大部分を課すこととなった。持参金額の高騰婚に伴う経済的譲渡の流れは、ここでその方向を変え、女

が十七・六歳、フィレンツェのコンタードの農村女性が十

なすようになった。 
なすようになった。 
なすようになった。 
なすようになった。 
まやい。これに対し、男性の結婚年齢はずっと高く、一四二七る。これに対し、男性の結婚年齢はずっと高く、一四二七 
ないのであり、十四、五世紀のイタリアにおいて、女性の結 
なすようになった。

ば、 が男性より低かったことをしばしば指摘している。 世の中であった。墓碑銘の調査は、 としている。それに対し、 þ ŋ 賠償金や贖罪金の高さは、 は二六六の割合に上る。この時代の、男性に比した女性 不均衡が著しく、 ジェルマン・デ・プレの調査では、下の階層ほど男女数 求める男女数の不均衡からの検討を試みている。彼によれ よいのか。 中世中期からの以上のような変化の説明をどこへ求めれば 結婚年齢と結婚資金という二つの結婚条件についての、 男性側からの 中世初期の荒々しい時代は、女性にとって生きにくい 不足がちな女性を獲得しようという考え方の表われだ Herlihy は、 隷農層においては女性一○○に対し男性 dos や後朝贈与 人口学的立場に立って、 一四二七年のトスカナについて 女性の稀少性を物語るものであ 当時の女性の死亡年齢 morgengabe の慣 結婚を サン・ 0

Herlihy は 男女の寿命を示しているが、男性二八・五歳に対し、女性は二九・五歳。女性の生活は、行政の保護やいものではなくなり、相対的に長命を享受できるようになった。一方、軍役を負う男性は、それだけ死の危険に晒されていた。当時の著名な生物学者 Albertus Magnus は、女性は本来男性より短命だが、男性ほど働かず、消耗しないため長生きすると述べている。一四二七年のトスカナにおける男女人口比は、男性一一一に対し、女性一〇〇で、おける男女人口比は、男性一一一に対し、女性一〇〇で、おける男女人口比は、男性一一一に対し、女性一〇〇で、おける男女人口比は、男性一一一に対し、女性一〇〇で、おける男女人口比は、男性一一に対し、女性一〇〇で、おける男女人口比は、男性の生活は、行政の保護やに対しているが、男性に八・五歳男性がなお上回ってはいるが、結婚適齢期の女性の比率は男性がなお上回ってはいるが、結婚適齢期の女性の比率は

まったく逆の立場だが、 という状況を生み出すのである。さらに、 少数の男性がより多数の女性の中から配偶者を選択できる 代においては、 不利に働く。年齢別人口構成がピラミッド型を示すこの時 味する。しかも、男女の結婚年齢の隔たりは女性にとって 場におけるかつてのような女性の稀少性が消えたことを意 相対的に上向きとなったが、このことは、 このように、女性の寿命と人口数は、中世の経過の中で 結婚に高い価値を認めない観点から、ある 男女の結婚年齢差が開けば開くほど、 放蕩や同性愛などにふける享楽主 キリスト教の純 同時に、 結婚市 より

婚相手を決めるのに慎重を期すのは、当然の心理 で あ ろ た。そして、家長にとって、世襲財産を受け継ぐ息子の結 た、最後に特に重要なことは、やむをえず結婚を控えねば た、最後に特に重要なことは、やむをえず結婚を控えねば 義的観点から、結婚を忌避する男性も少なくなかった。ま 義的観点から、結婚を忌避する男性も少なくなかった。ま

<u>ځ</u>

場が、また一段と強化される結果となるのである。 は婚年齢差が拡大して、結婚市場における女性の不利な立場に立たされた女性は、ほとんど相手を選択する余地もないに立たされた女性は、ほとんど相手を選択する余地もないまま、早々に結婚相手を決めてしまいがちになる。そのため、男性の結婚はより遅く、女性の結婚はより早くなり、め、男性の結婚はより遅く、女性の結婚はより早くなり、は婚年齢差が拡大して、結婚市場における女性の不足をもたった。そこで、男性側は有利な状況のもとに、より好条らした。そこで、男性側は有利な状況のもとに、より好条に対して、結婚を求める男女数の不均衡はさらに拡大かくして、結婚を求める男女数の不均衡はさらに拡大

### 三 女性の地位の低下

結婚市場における交渉力の角度からの説明を試みる He-以上、女性側の結婚条件の悪化の経過と、これについて

る。 男性側からの結婚の贈り物)は結婚に伴ら費用を負担する は、 価であり、社会における富の再分配を促す とし た。し か 以上に生家の財産との関連で考えねばならない も の で あ を負担することになるのである。しかし、持参金は、それ ものという意味しか持っていない。交渉力の弱い方がこれ 会的・経済的地位との関わりの中で考えていく 必 価値の大きいものである。しかし、結婚条件の悪化の問題 が大きいとは言え、人口史の立場からのアプローチとして rlihy の 数量的分析を紹介した。史料の乏しさによる隙間 持参金の持つ意味の解釈のしかたも含めて、 中世後期のイタリアにおける持参金は、生家の財産相 J.Goody は、持参金は娘の生家での財産相続分と等 Herlihy の結婚市場の議論では、持参金(あるい 女性の社 一要が

青は「也才をと進り、売けなければなった、才を介明とだけ一世紀以降の人口成長による高い人口圧の中で、各世

続放棄のしるしとしか解釈しがたいように思う。

として持参金を与えられるのである。それに対し、夫から達はいずれにせよ生家の財産相続から排除され、その補償める直系家族の場合も、男子均等相続の家族の場合も、娘きる限り抑えることが肝要であった。長子だけに相続を認帯は土地財産を維持し続けなければならず、財産分割をで

妻への贈り物は、妻の生家への花嫁代償という 意味 が

薄

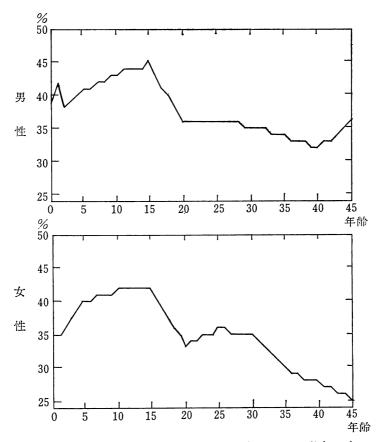
れ、妻自身が受け取り、妻の財産の一部に加えられていたれ、妻自身が受け取り、妻の財産の存在は当然のものと見り、持参金とその位置を交替することになったのである。の下に、持参金は社会に定着し、普遍化した。金額の高さの下に、持参金は社会に定着し、普遍化した。金額の高さの下に、持参金は社会に定着し、普遍化した。金額の高さに対する不平の声は起こっても、当時のイタリアのようにに対する不平の声は起こっても、当時のイタリアのようにに対する不平の声は起こっても、当時のイタリアのようになったの贈り物の額は制限され、ささやかな も の と な の 下に、持参金は社会に定着し、普遍化した。金額の高さの下に、持参金の再在は当然のものと見り、持参金の存在は当然のものと見り、持参金の存在は当然のものと見らした声も消されがちで、持参金の存在は当然のものと見らした声も消されがちで、持参金の存在は当然のものと見り、表別は一部に加えられていたれ、妻自身が受け取り、妻の財産の一部に加えられていたれ、妻自身が受け取り、妻の財産の一部に加えられていたれ、妻自身が受け取り、妻の財産の方法という。

婚であったとしている。北部ョー(9) 部の女性は、その経済的能力のゆえに結婚は概して遅く、 的に参加し、 リアの女性は、 二十代半ばで、 か女性には与えられていなかっ たと述べた。 彼女 は、 し、イタリアでは、 は、中世末期の北部ヨーロッパの女性が世帯の経営に実質 女性は、その経済的地位を著しく落とした。 M.C.Howell 生家においても、婚家においても、財産権を狭められた 積極的な経済的役割を果たしていた の 夫との年齢差も少なかったのに対し、 専ら出産能力だけが期待されていたため早 持参金を移転するという経済的機能し ロッパにおいても、 イタ に対 地域 北

北部ヨーロッパの女性の未来の予兆であったのではないうには見えない。同じ法環境の中で、女性の実際の状況がそれほど違うとするなら、それは、法の適用場面において、イタリアの場合は父系の利益を守る姿勢がそれだけ強く貫かれていたからだろうか。 Howell によれば、北部ヨーロッパでも、やがて女性の経済活動は、父系的秩序の再温と復活の中で、これを脅かすものとして範囲を狭められていく。とすれば、中世後期のイタリアとさほど変わりがあるよいく。とすれば、中世後期のイタリアとさほど変わりがあるよいにより差はあるものの、女性の法的な財産権縮小の全般的により差はあるものの、女性の法を守る姿勢がそれだけ強いがあり、活動を対している。

困層まで、ほぼ二千五百世帯ずつの四つの階層に分け、それまでは補助的立場に留まるのである。女性の家庭の、それまでは補助的立場に留まるのである。女性の家庭の、それまでは補助的立場に留まるのである。女性の家庭の、それまでは補助的立場に留まるのである。女性の家庭のをえなかった。経済的能力の低い女性達にとって、人生るをえなかった。経済的能力の低い女性達にとって、人生るをえなかった。経済的能力の低い女性達にとって、人生るをえなかった。経済的能力の低い女性達にとって、人生の経済的貢献度は必然的に減少し、依存的性格を強めざるをえなかった。図1は、一四二七年のフィレンツェの経済的貢献といる。

カ<u>`</u>



【図1】 フィレンツェの最富裕層世帯の年齢別男女人口比(1427)出所: D.Herlihy, Medieval Households, p.152.

割合を、

年齢別にグラフに示した

る男女人口の全男女人口に対する

の最富裕層について、

これに属す

方 ても、 ものである。 を越えて逆転するのである。 婚するか、あるいは、 りもさらに不利な条件のもとで再 に入る。寡婦となって、 は年の離れた夫の死を迎える年代 境として、男女の差が 明 確 と な は女性を上回り、特に、 示しているが、全体に男性の割合 属する人口は男女とも高い割合を 産を頼りに暮らすか、 人生を歩むことになる。三十八歳 他の階層に比べて、 男性の進路は相対的に安定し 最富裕層に属する女性の割合 最貧困層に属する女性の割合 ちょうどこの時期から、 三十代から、 女性は転落の いずれにし 僅かな寡婦 最富裕層に 初婚時よ 三十歳を

いるのである。の晩年期のみじめさに比べ、男性は豊かな晩年を享受しての晩年期のみじめさに比べ、男性は豊かな晩年を享受してろ、老年期に向けて上昇する傾向さえ見受けられる。女性た穏やかなもので、女性のような下降現象は なく、む し

たのである。 たのである。 たのである。 は婚条件の悪化と地位の低下は、原因とも結果ともつた。結婚条件の悪化と地位の低下は、原因とも結果ともつた。結婚条件の悪化と地位の低下は、原因とも結果ともつた。結婚にのみ頼っていた当時の女性にとって、はるかに年結婚にのみ頼っていた当時の女性にとって、はるかに年

#### 四 対立する女性観

ておこう。 とは、つまりそのほとんどが男性の――意識について触れとは、つまりそのほとんどが男性の――意識について触れ最後に、当時の女性に対する、同時代人の――というこ

結婚生活の喜びを与える源泉が良き妻にあったことは言うたらす喜びが大いに強調されたことを示しているが、このりの中で、学識者により、結婚生活の尊さ、結婚生活のもしている。 Herlihy は十四―十五世紀の人文主義の高ましている。 けいり二つの一見対立して見える意見が交錯妻」への賞賛という二つの一見対立して見える意見が交錯事が出ている。

る」と述べた。 (13) る」と述べた。 (13) もでもない。「神が人のために与えたすべてのもののなかで、子供を生む、美しくて背の高い妻を持つことであやかで、子供を生む、美しくて背の高い妻を持つことであやかで、子供を生む、美しくて背の高い妻を持つことであやかで、子供を生む、美しくて背の高い妻を持つことである」と述べた。

また、良き妻は良き母でもあった。ケルンの聖女クリスまた、良き妻は良き母でもあった。ケルンの聖女クリスチーナを誘惑する際、悪魔は、「夫が妻と共にいる喜びにない」と言って、孤独なクリスチーナを苦しめた。頑固なない」と言って、孤独なクリスチーナを苦しめた。頑固なる母は、愛といたわり、教済の象徴であった。十二世紀かる母は、愛といたわり、教済の象徴であった。十二世紀かる母は、愛といたわり、教済の象徴であった。ケルンの聖女クリスキーナを誘惑する際、悪魔は、「夫が妻と共にいる喜びにチーナを誘惑する際、悪魔は、「夫が妻と共にいる喜びにない」と言っていたから、高まったの人(音)

しく家族を率いる有能な父親像が求められており、中世末とは確かであろう。これと並んで男性に対しては、強く逞られ、それが実際の女性の行動を評価する基準となったこい。しかし、それが理想として、主として男性により求め女性像を反映していたのかどうか確めることは むず か し賞揚された「良き妻」「良き母」のイメージが、現 実 の

絆の強化、理想化なのだろうか。 等の貢献と子供の従順を求める父系制安定のための家族の大と妻、親と子それぞれに役割を割り当て、父を頭とし、すのであろうか。聖家族のように愛情の絆で結ばれた家族すのであろうか。聖家族のように愛情の絆で結ばれた家族すのであろうか。聖家族のように愛情の絆で結ばれた家族が広められる。中世末期に現れるこのような動きは何を示期に、そうした父性イメージを体現した聖ヨセフへの信仰期に、そうした父性イメージを体現した聖ヨセフへの信仰期に、そうした父性イメージを体現した聖ヨセフへの信仰

Ch. Klapisch-Zuber は、当時、「良き母」に対立して 店族之てきた持参金を再び手にして再婚してゆく母親であった。人々は、ここから、自らのことしか考えない、浮わった。人々は、ここから、自らのことしか考えない、浮わった。人々は、ここから、自らのことしか考えない、浮わった。人々は、ここから、自らのことしか考えない、浮わった。人々は、ここから、自らのことしか考えない、浮わった。人々は、ここから、自らのことしか考えない、浮わった。人々は、ここから、自らのことしか考えない、浮わった。人々は、ここから、自らのことしか考えない、浮わった。人々は、方くから、アダムを唆かしたイヴ以来、語られてきた女性像に通じるものである。そうかと言って、寡婦の身を女性像に通じるものである。そうかと言って、寡婦の身をな性像に通じるものである。そうかと言って、寡婦の身をなれたのは当然のことであろう。また、それを強く勧めたのは、新たな姻戚関係を期待する生家の側であった。子供は婚家に属する者であったため、残さざるをえなかったのである。

の低下を加速したのは、こうした根強い女性観にも依るとの低下を加速したのは、秩序に不安を与える存在とみなされ迎されるが、結婚せずにいたり、夫の死後、不安定な身分面、家政への細やかな心配りといった夫の助手的側面は歓女性像の両面を示すものと考えられる。女性の 母 性 的 側同じで、父系的秩序の維持を固く守る当時の社会の中での同じで、父系的秩序の維持を固く守る当時の社会の中でのにいたりする女性は、秩序に不安を与える存在とみなされた。女性の両を示すものと考えられる。女性の 世 的 側にで、父系的秩序の維持を固く守る当時の社会の中でのに、「良き妻」「良き母」の好意的 女 性 観 も、このように、「良き妻」「良き母」の好意的 女 性 観 も、

#### 注

ころが大きかったのである。

(1) D. Herlihy, Medieval Households, Harvard University Press 1985の第一、三、五章参照。ゲルマンの結婚慣行に関しては、タキトゥスにより、男女とも結婚を急がず、夫婦同年齢で、結婚時に夫から妻へ家畜などを贈ることが示されている。タキトゥス著、泉井久之助訳註「ゲルマーニア」お波書店、一九七九年。ローマ時代の女性の結婚に関しては岩波書店、一九七九年。ローマ時代の女性の結婚に関しては岩波書店、一九七九年。ローマ時代の女性の結婚に関しては岩波書店、一九七九年。ローマ時代の女性の結婚を急がする。

ら、結婚年齢差が小さいことを、また、サン・ヴィクトワー(2) いずれについても、 Herlihy は、寡婦・鰥夫数の割合か

- 婚年齢が男女とも遅いことを推定している。 D. Herlihy,op.ルについては、成人の独身男女数がともに多いことから、結
- (φ) D. Herlihy, *Ibid.*, p. 75.

eit.pp.76,77.

- (5) プラート及びフィレンツェの男女の結婚年齢については、 D. Herlihy et Ch. Klapisch-Zuber, Les Toscans et leurs familles. Une étude du catasto florentin de 1427, Paris 1978 (英訳:Tuscans and their Families, New Haven

1985) pp.394-400

- (6) 以上、男女の寿命と人口比について、詳しくは D.Herlihy, "Life Expectancies for Women in Medieval Society", in *The Role of Women in the Middle Bges*, edited by R.T. Morewedge, State University of New York Press 1975.
- (v) D. Herlihy, "The Medieval Marriage Market," Medieval. and Renaissance Studies 6, Duke University Press 1976.
- (∞) J.Goody, "Inheritance, Property and Women: Some Comparative Considerations," in Family and Inheritance:

- Rural Society in Western Europe, 1200-1800, edited by J. Goody, J. Thirsk, E.P. Thompson, London 1976, pp. 10-36.
- (5) M.C. Howell, Women, Production, and Patriarchy in Late Medieval Cities, The University of Chicago Press 1986, pp. 9-21.
- (10) 西ヨーロッパほぼ全般における持参金への移行については、 D.O.Hughes, "From Brideprice to Dowry in Mediterranean Europe", Journal of Family History 3,
- D.Herlihy, Medieval Households, p.100. M.C. Howell,

73 —

1978. ヨーロッパ各国の夫婦財産所有のあり方については、

- op. cit., pp. 14-16. E.Ennen, Frauen im Mittelalter, Munich 1984. J. Goody, J. Thirsk, E.P. Thompson (edited) op. cit. オリヴィエーマルタン著、塙浩訳「フラ
- (1) M.C. Howell, op. cit..

ンス法制史概説」創文社、一九八六年。

- (12) トスカナでは、都市よりもむしろ農村において、家長が高齢になるまで家督を若い世代に譲らないため、若い夫婦にといる。 D. Hearlihy et Ch.Klapisch-Zuber, op. cit., pp. 469-521.
- (3) D. Herlihy, Medieval Households, pp.115-117.
- (4) D. Herlihy, *lbip.*, p.125

EBマリア信仰や聖人信仰などの背後に人々のどのような心性が隠されている精神性が、現実世界において価値を置かれていたしるしであるとも解釈しうるし、実際には抑圧され、あるいはおろそかにされていたため、その反動として信仰があるいはおろそかにされていたため、その反動として信仰があるいはおろそかにされていたため、その反動として信仰があるいはおろそかにされていたため、その反動として信仰があるいはおろそかにされていたため、その反動として信仰があるいはおろそかにされている。単一のは、 D. Weinstein and R.M. Bell, Saints & Society, Christendom,1000-1700, The University of Chicago Press

15

- (4) D.Herlihy, Medieval Households, pp.127-130
- (\(\Sigma\)) Ch. Klapisch-Zuber, Women, Family, and Ritual in Renaissance Italy, The University of Chicago Press 1985, pp.117-131.

(広島経済大学・生活史、経済史)